

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：32717

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03330

研究課題名（和文）「戦後体制」の形成過程に関する近現代法史の観点からの実証的再検討

研究課題名（英文）Re-examination of the process of the formation of "postwar system" from the viewpoint of Japanese modern legal history

研究代表者

出口 雄一（Deguchi, Yuichi）

桐蔭横浜大学・法学部・教授

研究者番号：10387095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：1950年代後半に形成された「戦後体制」については、「占領管理体制」という特殊な権力関係の下での戦後改革を経て、占領終結後の「逆コース」を体制化することで成立したとされる。同時代の法と法学は、明文改憲論に多様な形で「抵抗」した憲法学者のものを始め、戦前・戦時からの連続性に根ざしながら、「戦後体制」の形成に参与した。

本研究は、戦時及び占領期から1960年代という時間軸、及び、沖縄等も含めた領域を対象として、「戦後体制」がどのように形成されたか、アメリカ側及び日本側の諸機関に所蔵されている史料の検討を通じて、その一端を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、隣接領域においては夙に主張されてきている「戦前」と「戦後」の連続性について、史料に基づく実証分析、及び、法学者の言説分析をおこなうことで、法の歴史的分析においてもこの連続性が一定程度妥当することを示した点に意義が認められる。

また、「戦後体制」の分析のためには、同時代の多様な史資料を用い、法学のみに限られない隣接領域のディスプリンを用いることが有効であることを示した点に、本研究の社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：The "postwar system", formed in the latter half of the 1950s, is said to have been established through the systematization of the "reverse course" after the end of the occupation through the postwar reform under "Occupation and Control System". At that time, legislations and jurisprudence, including those of constitutional scholars who "resist" in various forms to the theory of constitutional amendment, participated in the formation of "postwar regime" rooted in continuity of their knowledge from before and during the war.

The purpose of this study is to clarify how the "postwar regime" was formed in the long period from the wartime, occupation era and the 1960s, and in the wide region including Okinawa, etc., through the examination of historical materials owned by various institutions on the American and Japanese sides.

研究分野：近現代日本法史

キーワード：基礎法学 法制史 戦後史 政治史

1. 研究開始当初の背景

(1) 「戦後体制」に関しては、近時の政治外交史研究において、天川晃・雨宮昭一・牧原出らによって、占領期の改革、及び、占領終結後のいわゆる「逆コース」も含めて、おおよそ1950年代後半に形成されたと定義される(福永文夫・河野康子編『戦後とは何か 上・下』(2014年))。この定義を実証的に支える業績についても、政治外交史における蓄積は厚く、通史叙述の一部である河野康子『戦後と高度成長の終焉』(講談社、2010年)や五百旗頭真『戦争・占領・講和』(中央公論新社、2013年)等に反映されている。更に、政治外交史の領域においては、従来手薄であった1970年代以降の実証研究も近年精力的に進められており、福永文夫編『第二の「戦後」の形成過程』(有斐閣、2015年)や河野康子・渡邊昭夫編著『安全保障政策と戦後日本』(千倉書房、2016年)等の共同研究の成果が公表されている。

(2) しかし、法制史(法史学)に関して言えば、上記のような変化は未だに十分に波及しているとは言えない状況にある。勿論、浅古弘他編『日本法制史』(青林書院、2010年)藤田正他編著『日本近現代法史(資料・年表)[第2版]』(信山社、2015年)等の近時の概説書は、戦後史にも目配りがなされているが、その時代区分に関しては、1960年代に提起された「国家独占資本主義」理論を前提とした「現代法」概念に基づく部分もなお見られ、方法論的には再検討の余地を残している。加えて、戦後の法を対象とした実証研究に関しては専ら実定法学者に委ねられており、史料の取扱いや保存・公開につき、歴史学的な手法が反映されないという問題が生じる場合も散見されるのが現状であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究においては、戦後の法及び法学についての近代法史の観点からの再検討を試み、「戦後体制」の実質についての検討を深めることを目指す。このことにより、「戦前」と「戦後」の断絶面を理念的に強調し、かつ、「保守」と「革新」の二項対立的な構造として「戦後」を描く傾向のある既存の法制史(法史学)の方法論を問い直し、加えて、史料状況の変化に即した実証研究の緻密化を図ることにより、1950年代以降における複眼的な「戦後」の法の姿を描き出すことを試みる。

(2) 具体的には、「戦後体制」を法的に支える各法領域の動向についての先行業績を踏まえて「占領管理体制」の法的特質についての実証的な検討を行い、併せて、隣接領域の研究成果を踏まえながら、その法的構造と特色についての概観を行うことで、1950年代における「戦後体制」の法的・制度的形成に関しての検討を深めることを目指す。加えて、「戦後体制」の通時的把握を通じて、1960年代以降の日本における法と法学の展開過程についても一定程度の見通しを立てることも視野に入れる。

3. 研究の方法

(1) 日本及びアメリカにおいて関係諸機関が所蔵している、「戦後体制」の形成過程に関わる史資料を調査し、整理・収集を行うこととした。そのうち、アメリカ国立公文書館所蔵史料や、一部の日本側機関所蔵史料については、デジタルカメラによる撮影を行い、電子データ化を図った。

(2) 「戦後体制」の重要な一角である憲法学について、憲法学・政治史の研究者による共同研究会を組織して『法律時報』誌上において連載を行い、座談会などを通じて課題の明確化を試みた。また、「戦後体制」の前提となる「戦時体制」についても、継続して共同研究を進めている他、占領期・戦後期について横断的に検討を行う研究活動に運営側として参加している。

(3) 「戦後体制」に関する同時代的な論文・単行書等について、国立国会図書館などを中心に収集を行い、併せて、戦後における各法領域の学会等の「学知」のあり方について、人的な関係の把握なども視野に入れて整理することを試みた。

4. 研究成果

(1) 「戦後体制」の形成過程を歴史的に把握するにあたっては、1950年代の社会状況の変化を広く踏まえて、その中で法的な要素がどのような役割を果たしていたかを定位する必要があるが、1950年代後半に「戦後体制」が形成されるという仮説を検証するためには、その前提となる戦時期及び占領期についての実証研究が必要となる。本研究の過程において、「占領管理体制」の法的構造について、主として前半期を対象として、日本側・アメリカ側双方の史料を用いてその全体像を単行書として描き出し、また、日本法制史の概説書を共編者として叙述するにあたって、1930年代から現在に至るまでの通史的な叙述を担当した。その後、日本本土の軍事占領について、アメリカ国立公文書館所蔵資料を素材として「軍事占領裁判所」の審理のあり方につい

て実証研究を行った。しかし、アメリカ太平洋陸軍（極東軍）総司令部（GHQ/AFPAC, FEC）及び第八軍関連史料は極めて膨大であり、以前より定期的に訪問して収集を試みているものの、その全容を把握することはなお極めて困難である。本研究においては、平成 29 年度には 9 月 3 日から 11 日にかけて、平成 30 年度には 9 月 2 日から 10 日にかけて、令和 1 年度には 9 月 1 日から 9 日にかけて史料調査を行い、デジタルカメラを用いて史料収集を行ったが、本格的な検討は今後の課題としなければならない。

(2) 1950 年代後半に「戦後体制」が形成されたという立論の有力な背景となっているのは、この時期に「逆コース」の一環として明文改憲論が強く唱えられ、この動きに対する「抵抗」を法学者が担うという事象の存在である。本研究においては、この事象を憲法学史の中で客観的に捉え直すことを試み、「抵抗の憲法学」として抽象化されることの多いこの時期の憲法学が決して一枚岩ではなく、多様な測鉛を持ちながら日本国憲法体制を維持することに寄与したことを明らかにした。その中で、統治機構の領域における戦前との連続性に着目し、司法制度の運用を素材にその制度的・人的な形成過程について検討を行い、これを戦後司法制度改革という中期のスペインにおいて「歴史化」することも試みた。これらの作業は、「戦後体制」を法的に支える機構についての基礎的作業となり得るものだが、「戦後体制」における制度と人との関係については、具体的な事例を挙げつつ、更なる検討をおこなう必要がある（西川伸一『増補改訂版 裁判官幹部人事の研究——「経歴的資源」を手がかりとして』〔五月書房新社、2020 年〕）。

(3) 「戦後体制」は日本本土についてのみならず、奄美諸島や沖縄といった領域において、占領・被占領という非対称性が強く現れるところがある。本研究では、1946 年から外国として取り扱われていた南西諸島について、占領管理体制下における本土との間の移動に即した検討を行い、また、日本本土の軍事占領裁判所との比較の観点から、沖縄の法的地位について裁判管轄の観点からの分析を試みた。これらの分析は、アメリカ国立公文書館や沖縄県立公文書館等の所蔵史料を用いることで、東アジアの中の「戦後体制」として、より多角的に深めることが可能であるものと思われる。

(4) 戦時体制から占領管理体制を経て「戦後体制」が形成される過程は、戦時下及び占領下において行われていた経済統制が解除される過程と表裏一体となっている。本研究では、経済統制法令違反を取り締まる制度としての経済警察・経済司法についての実証研究を試み、併せて、川島武宜が戦後において「日本人の法意識」論として展開することになる理論の原型となる「遵法精神」論の社会的役割についての検討も行った。一方、史料上の限界もあって、占領後期の経済統制解除それ自体の過程についての先行研究はそれほど多くはなく、今後、史料の所在も含めて検討を深めていく余地がある。とりわけ、占領後期に分量が多く残されている、联合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の経済科学局（ESS）文書は、国立国会図書館憲政資料室にマイクロフィッシュとして所蔵されており、近時は一部フォルダ単位での検索も可能になっているものの、まだ部分的にしか活用されていないのが現状である。史料構造の把握も含めて、今後に残る課題の多い分野である。

(5) 「戦後体制」の形成過程を法的な観点から検討する分析枠組みの一つとして、同時代の法学者の営為を歴史的な位置づけを用いることが有益であると思われる。この分析にあたっては、公刊論文等を同時代の文脈に即して読み直すことに加え、各法学者の旧蔵史料を用いることが有益であると考えられる。本研究においては、1960 年代の基礎法学方法論についての試論として、村上淳一の業績を読解した小論を発表したが、その旧蔵史料を上手く分析に組み込むことが出来なかった。また、以前より整理に携わっている團藤重光の旧蔵史料（龍谷大学矯正・保護総合センター所蔵）については、「逆コース」に対応した刑事訴訟法改正過程への関わりについて部分的に史料を用いて分析を行ったが、こちらは史料の分量が膨大であり、整理の方法も含めて課題が多く残されている。これらの史料を本格的に用いた研究は、今後の課題とせざるを得ない。

(6) 同じ敗戦国でありながら、戦前との向き合い方やマルクス主義の影響などの様々な点で日本の「戦後体制」と異なる途を歩んだドイツとの比較研究は、戦時・戦後の日本の法と法学について検討するために有効な手法であるものと思われる。この点に関して、令和 1 年度には、11 月 18 日から 24 日にかけての渡欧の際にマックス・プランクヨーロッパ法史研究所で研究会を行い、刑事法領域についての検討を行ったが、同研究所とは、引き続き共同研究を進めていく予定である。

(7) 本研究の成果について総括するならば、「戦後体制」の形成過程について、「占領管理体制」の法的構造を検討した成果を背景として、その前提となる戦時体制も含めて、ある程度その概要

を示すことが出来た。1950年代後半に形成された「戦後体制」について、法学という「学知」は、戦前からの蓄積を背景としつつ、占領下に行われた戦後法制改革に伴う変化を受けて、「逆コース」を一定程度相対化しながら、その「体制」の構築に寄与したと評価することが出来るように思われる。また、そのあり方は日本本土にのみ限定されるものではなく、沖縄などを含めたより広い領域において把握される必要がある。

一方本研究においては、憲法学及び刑法学・刑事訴訟法学について具体的な検討を行ったが、これ以外の法領域についての検討を深めることが出来なかった。「戦後体制」を構築する具体的な法制度の立法過程の分析なども含めて、史料の所在確認も含めながら、更なる検討を行う必要がある。とりわけ、(5)で記したことと関連するが、「戦後体制」の形成に関わった法学者たちについては、最近まで存命であったこともあり、その旧蔵史料の利用可能性について、まずは散逸を防ぐことが喫緊の課題であろう。

加えて、「戦後体制」の形成過程を検討するにあたって、1950年代の日本社会の法的状況についての実証研究が、法制史(法史学)についてはもとより、隣接諸領域においてもあまり進んでいないことが明らかになった。(4)で述べたことと関連するが、占領後期にはGHQ/SCAPの力関係が変化したことと連動して、経済科学局の史料の重要性が増していくが、国内で閲覧可能な史料ですらその全容が把握困難なほどの分量があり、時間をかけた読解が必要となる。また、「逆コース」に関連する史料は、政治的な文脈に結びつくこともあり、日本・アメリカ双方で必ずしも閲覧が容易でないものも多い。史料の所在確認や情報公開請求の活用も含めて、その利用可能性について更なる調査が必要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 90巻11号
2. 論文標題 憲法秩序の変動と解釈の担い手 浦和事件と「憲法争議」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『法律時報』	6. 最初と最後の頁 95-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 25巻2号
2. 論文標題 法の社会史的考察と「戦後法学」 1960年代の基礎法学方法論をめぐる覚書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『桐蔭法学』	6. 最初と最後の頁 41-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 24巻2号
2. 論文標題 東アジアの戦争と「国境」のゆらぎ 戦後70年と明治150年（その2）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『桐蔭法学』	6. 最初と最後の頁 75-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 26巻1号
2. 論文標題 「戦後体制」のなかの沖縄 1950～60年代の刑事裁判権をめぐる問題から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『桐蔭法学』	6. 最初と最後の頁 109-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 「戦後憲法学」と憲法学史研究 「憲法学説」の射程	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『法律時報』	6. 最初と最後の頁 98-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 出口雄一	4. 巻 86
2. 論文標題 司法制度改革審議会を「歴史化」する 「戦後体制」と司法制度改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『法社会学』	6. 最初と最後の頁 120-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 憲法の規制力と「憲法典」 法制史の立場から
3. 学会等名 第1回「憲法の規整力」研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 占領管理体制と軍事占領裁判所 その運用と法的位置づけ
3. 学会等名 法文化学会第21回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 法の社会史的考察と「戦後法学」 1960年代の基礎法学方法論をめぐって
3. 学会等名 桐蔭法学研究会2018年第2回例会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 最高裁判所の不安な門出 三淵コートとそのスタッフたち
3. 学会等名 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター（ERCJ）第6回講演会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 司法制度改革審議会を「歴史化」する 「戦後体制」と司法制度改革
3. 学会等名 日本法社会学会企画関連シンポジウム 準備会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 「戦後体制」のなかの沖縄 1950～60年代の法的問題から
3. 学会等名 共同研究会「沖縄から戦後日本を考える 分断と平和」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 20世紀の例外状態と総力戦体制における日独法学 日本 の 刑事法学
3. 学会等名 第27回戦時法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 東アジアの戦争と「国境」のゆらぎ 戦後70年と明治150年（その2）
3. 学会等名 共同研究会「鹿児島から近代日本を考える 統合・周縁」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 出口雄一
2. 発表標題 天川晃先生と戦後体制論
3. 学会等名 天川晃先生を偲ぶ会（占領・戦後史研究会第1回研究会）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yuichi Deguchi
2. 発表標題 Reception and transformation of the German Criminal Jurisprudence in Japan: Continuity and the “Japanese Character” before and after World War II
3. 学会等名 Germany and Japan in a State of Exception and in the Total War of the 20th Century. Comparison of Jurisprudence（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 出口雄一	4. 発行年 2017年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 520
3. 書名 『戦後法制改革と占領管理体制』	

1. 著者名 法政大学大原社会科学研究所 / 榎一江編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 348
3. 書名 『戦時期の労働と生活』	

1. 著者名 出口雄一・神野潔・十川陽一・山本英貴編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 528
3. 書名 『概説 日本法制史』	

1. 著者名 福島至編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344
3. 書名 『團藤重光研究 法思想・立法論、最高裁判事時代』	

1. 著者名 伊藤孝夫編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 『経済法の歴史（日本近代法史の探求2）』	

1. 著者名 出口雄一編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 -
3. 書名 『戦争と占領の法文化』	

1. 著者名 鈴木敦・出口雄一編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 -
3. 書名 『「戦後憲法学」の群像』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----